様式第１０号

見解書

2026年10月30日

吹田市長宛

事業者　住　　所　大阪市中央区内平野町2丁目3-14

氏　　名　株式会社ホームズ
代表取締役　有田　稔

電話番号　06（6943）1650

代理人　住　　所　大阪市北区西天満3丁目1-6

氏　　名　株式会社TKI設計
代表取締役　鳴戸　元基

電話番号　06（6809）6981

（　法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名　）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条　第２項　の規定により、次のとおり見解書　を提出します。

開発事業の名称	（仮称）吹田市津雲台３PJ　新築工事				
事業区域の位置	吹田市　津雲台3丁目20－14				
予定建築物	■共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）				
意見に対する見解	No.1～No.10：別紙参照				
※受付年月日	R8 年 8月 5日	※受付番号	第08-L-04号	※受付印	受付 R8.8.5
※備　考					

注　1　※印のある欄は、記入しないでください。
2　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3　意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4　この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

11

様式第８号

意見書・再意見書

2026 年 9 月 5 日

吹田市長宛

住　所 [redacted]
氏　名
電話番号
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 / 第３項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 / 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	津雲台 3PJ
事業区域の位置	吹田市津雲台 3-20-14
予定建築物	☑共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）
意見の内容	・車両出入口について。パークフロント前に一箇所ずつの説明あり。 現段階でも、北向一方通行で道幅も広くない為、 業者さんの車が停車すると、大変混雑します。 A2ヲ 24 戸のマンションが 260 戸なので計500台近くの車が 通る事になります。 混雑、トラブル、事故を防ぐため、北側に出入口を作り 混雑緩和を検討いただきたいと思います。 また、道路自体も市に、ガードレール、縁石を 外すなど整備し 安全な道路をお願いしたいです

※受付年月日	R8 年 8 月 5 日	※受付番号	第08-1-04号	※受付印	受付 吹田市 8.9.1
※備　考					

注　1　※印のある欄は、記入しないでください。
　　2　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
　　3　意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
　　4　この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

No.1　見解書

・車両出入口につきましては、吹田市道路室の指導上、原則１敷地１出入口となっておりますので、西側出入口１箇所で計画しております。

・宅配車両等につきましては、場内の通路に取り込み駐車する形となります。

・ガードレール・縁石の撤去につきましては、吹田市等の管理下にある為、お答えする立場ではございません。今後協議の中で指導の下、協議を行い検討いたします。

貴重なご意見ありがとうございます。

様式第８号

意見書・再意見書

2026年 8月22日

吹田市長宛

住　所 [redacted]
氏　名
電話番号
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 第３項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	津雲台3P1
事業区域の位置	吹田市津雲台3－20－14
予定建築物	☒共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）
意見の内容	問題点、 ① 計画の建物がバックフロント側に近すぎる Ⅰ バックフロントの玄関、エントランスの朝の日照があたらない Ⅱ 9階建てでビル風が発生する可能性は如何に？ Ⅲ 計画の8F 9Fの部分がバックフロントと全く被り、プライバシーの侵害となる恐れあり。 （提案として当敷地のA22側の駐車場側に建物を計画すべし） ② 吹田市の千里ニュータウン地区は戸建もきちんとセットバックを順守されている中、このように後々、係争の元となるような至近距離での建築を許可されるのですか ③ 設計者が千里ニュータウン（コンビニもない）の守られた環境を現地の実際を見ずに図面を引いたとしか思えません。

※受付年月日	R8 年 8月 5日	※受付番号	第08-1-09号	※受付印	受付 国勢センター 8.8.1 箱
※備　考					

注　1　※印のある欄は、記入しないでください。
　　2　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
　　3　意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
　　4　この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

No.2　見解書

1、2 の事項について

当計画の西面外壁から敷地境界までの離隔ならびに道路幅員を含め、プレミスト南千里津雲台パークフロント様とは離隔距離があると考えております。千里ニュータウンまちづくり指針に則り計画を進めておりますので、ご理解賜りたく存じます。

1-Ⅰ. 日影に関しましては吹田市環境の保全等に関する条例に基づき、中高層協議に関する説明時に資料をもってご説明させて頂きます。

1-Ⅱ. 風環境は変わるところもあろうかと思いますが、建物高さ・棟配置・建物規模・バルコニー等の形状を鑑みて、ビル風と言われる風害の影響は少ないと考えております。

1-Ⅲ. プライバシーにつきましては、吹田市環境の保全等に関する条例に基づき、中高層協議に関する説明時にてご説明させて頂きます。

3. 千里ニュータウンまちづくり指針に則り、周辺環境に調和した建物高さ・棟配置・建物規模を鑑みて計画を進めております。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見ありがとうございます。

3

様式第８号

意見書・再意見書

2026 年 9 月 5 日

吹田市長宛

住　所 [redacted]
氏　名
電話番号
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 第３項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	津雲台３Ｐ丁
事業区域の位置	吹田市 津雲台３－２０－１４
予定建築物	☑共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）
意見の内容	当パークフロントは、うちの一軒のみ東南向きのバルコニーがあります。 計画中のマンションはその真に９階建てます。 眺望（特に東向き）が気に入り、この部屋を購入しました。 資産価値が減るのは、おお変に少しかたないと思いますが、 距離をもう少しあけてもらうなど、検討いただきたい。 特に西向きのバルコニーの部屋が各階一部屋あるのを変更して ほしい。日が合う距離です。なぜ各階に一軒西向きがあるのか疑問です。 プライバシーは、どうなるのか、守っていただけるのか、 回答がほしいです。

※受付年月日	R8 年 8 月 5 日	※受付番号	第08-L-0号	※受付印	受付 吹田市役所 8.9.1 第
※備　考					

注　１　※印のある欄は、記入しないでください。
　　２　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
　　３　意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
　　４　この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

No.3　見解書

・当計画の西面外壁から敷地境界までの離隔ならびに道路幅員を含め、プレミスト南千里津雲台パークフロント様とは離隔距離があると考えております。
・プライバシーにつきましては、吹田市環境の保全等に関する条例に基づき、中高層協議に関する説明時にてご説明させて頂きます。
・西向き住戸につきましては、建物高さ・棟配置・建物規模等も含め、現在の計画で進めて参ります。
・千里ニュータウンまちづくり指針に則り、周辺環境に調和した計画で進めておりますので、ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見ありがとうございます。

4

様式第８号

意見書・再意見書

2026年 8月 28日

吹田市長宛

住　所 [redacted]
氏　名
電話番号
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 / 第３項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 / 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	仮称 吹田市津雲台３PJ
事業区域の位置	吹田市津雲台３丁目 20-14（地番
予定建築物	☑共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）

意見の内容

1. 東側隣地 A22 棟対する「日影図」「日照図」表を求めます。

日当たりシュミレーションを求めます。

2. A22 棟は新築後 50 年経過しています。現在は建替えませんが、

将来の建替え時に、東側戸建てへの影響を考慮して、西側に建物を移動して

建て替えることになる場合を想定して

本件仮称「吹田市津雲台 3PJ」の建物の東側の高さと位置について、

ご配慮いただきたく、

建物東側端の高さを下げることと、隣地との距離を広げることを求めます。

3. プリロットが「単なる住民用の遊び場」なのか

「容積率緩和のための公開空地」なのかをご確認願います。

※受

※

注

No.4　見解書

1．日影に関しましては吹田市環境の保全等に関する条例に基づき、中高層協議に関する説明時に資料をもってご説明させて頂きます。

2．千里ニュータウンまちづくり指針に則り、建物高さ・棟配置・建物規模等につきましては、現在の計画で進めて参ります。また、A22 棟様の西側におきましては、エントランスおよび車両出入口による空地がございます為、敷地境界線および計画建物に対して離隔があると考えております。ご理解賜りたく存じます。

3．プレイロットにつきましては、容積率緩和を目的としておらず、吹田市の条例のもと設置しており、住民の憩いの場として計画しております。

貴重なご意見ありがとうございます。

様式第８号

意見書・再意見書

2026年9月21日

吹田市長宛

住　　所 [redacted]
氏　　名
電話番号

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 第３項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市津雲台3　新築工事
事業区域の位置	吹田市津雲台3丁目20-14
予定建築物	■共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）
意見の内容	北側境界沿いには平面駐車場が配置される計画となっていますが、周辺住宅地との調和を図るため、敷地境界部に植栽帯を設けていただくようお願いいたします。 駐車場は日常的に車両の出入りや駐車が行われることから、車両、照明および舗装面が直接見える状態となる場合、周辺住環境への影響が大きくなるものと考えます。そのため、北側境界線については常緑樹や中高木を組み合わせた植栽帯を整備し、駐車場と住宅地の間に緩衝空間を設けていただきたいと思います。 また、北側だけでなく、西側および東側の敷地境界についても、フェンスのみの計画ではなく、低木や高木を組み合わせた緑化を実施することで、景観の向上や視線の緩和、照明の漏れ軽減等につながる計画としていただくことを希望します。 特に駐車場や建物共用部に面する箇所については、年間を通じて一定の遮蔽効果が期待できる常緑樹を採用するとともに、将来的に適切な維持管理が行われる計画としていただきたいと考えます。 植栽は単なる景観向上にとどまらず、周辺住宅との良好な関係づくりにも寄与するものと考えますので、敷地外周全体を対象とした積極的な緑化計画をご検討いただくようお願いいたします。

※受付年月日	R8 年 8 月 5 日	※受付番号	第08-L-04号	※受付印	[redacted]
※備　　考					

注　1　※印のある欄は、記入しないでください。
　　2　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
　　3　意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
　　4　この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

No.5　見解書

・境界際の形状・植栽計画につきましては、今後協議を行い検討いたします。吹田市環境の保全等に関する条例に基づき、中高層協議に関する説明時にてご説明させて頂きます。

・植栽計画につきましては、千里ニュータウンまちづくり指針を遵守した緑化基準の下、周辺の住環境に調和したものを選定すべく、北側道路沿いや敷地境界部の植栽、照明についても検討する所存です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見ありがとうございます。

様式第８号

意見書・再意見書

2026年9月21日

吹田市長宛

住　　所 [redacted]
氏　　名
電話番号
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 / 第３項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 / 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市津雲台3　新築工事
事業区域の位置	吹田市津雲台3丁目20-14
予定建築物	■共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）
意見の内容	計画図面を確認したところ、敷地内に機械式駐車場（4段横行式）が設置される計画となっています。 機械式駐車場は、車両の昇降・横行動作時にモーター音や機械作動音が発生する設備であり、設置位置によっては周辺住宅へ音が伝わりやすくなる場合があります。 特に夜間や早朝は周囲が静かな環境となるため、入出庫時の機械音が継続的に発生することがないよう、十分な騒音低減対策を講じていただきたいと思います。 その対策として、機械式駐車場（4段横行式）の住宅地側に防音壁を設置し、 設備から発生する音(回折音含む)が周辺へ直接拡散しない構造をご検討ください。 また、防音壁については目隠しを兼ねるだけでなく、 遮音性能を有する仕様としていただくことを希望します。 あわせて、設備選定時には低騒音仕様の採用や振動伝達を抑制する構造とし、 周辺環境との調和に配慮した計画としていただきますようお願いいたします。

※受付年月日	R8 年 8月 5日	※受付番号	第08-L-04号	※受付印	受付 開発審査室 8.9.24 第　号
※備　　考					

注　1　※印のある欄は、記入しないでください。
　　2　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
　　3　意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
　　4　この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

No.6　見解書

・機械式駐車場につきましては、メーカー・機種等はまだ決まっていませんが、住宅に採用される静粛性のあるものを選定する予定です。吹田市環境の保全等に関する条例に基づき、中高層協議に関する説明時にてご説明させて頂きます。

・機械式駐車場を囲う防音壁等の対策につきましては、静粛性のあるものを設置する為、予定はしておりません。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見ありがとうございます。

7

様式第８号

意見書・再意見書

2026年9月21日

吹田市長宛

住　　所 [redacted]
氏　　名
電話番号
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 / 第３項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 / 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市津雲台3　新築工事
事業区域の位置	吹田市津雲台3丁目20-14
予定建築物	■共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）
意見の内容	計画建物に設置されるごみ置場については、周辺住宅の生活環境に十分配慮した計画および運用をお願いいたします。 ごみ置場は、一度運用が開始されると臭気や害虫の発生による影響が長期間継続する可能性があるため、計画段階から十分な対策を講じていただきたいと考えます。 特に夏季においては、生ごみ等の保管による臭気の発生や害虫の発生が懸念されます。そのため、ごみの排出については収集日前日および収集当日のみ搬入可能とするなど、ごみの滞留期間を短縮できる運用ルールを設定していただくようお願いいたします。 また、ごみ置場については以下の対策を講じていただくことを要望いたします。 ・密閉性の高い構造とし、常時開放状態とならないよう自動閉鎖式扉等を採用すること ・脱臭フィルターを備えた機械換気設備や脱臭装置を設置し、臭気が敷地外へ漏れない構造とすること ・定期的な清掃、洗浄および消毒を実施できる管理体制を整備すること ・カラス、ネズミ、害虫等の発生防止対策を実施すること ・臭気が周辺住宅側へ流れにくい換気口の配置および排気計画とすること 本計画地は既存住宅に隣接していることから、ごみ置場から発生する臭気が近隣住民の生活環境に影響を与えることのないよう、運用面および設備面の両面から実効性のある対策を講じていただくことを強く要望いたします。

※受付年月日	R8年8月5日	※受付番号	第08-L-04号	※受付印	受付 開発審査室 R.8.24
※備　　考					

注　１　※印のある欄は、記入しないでください。
　　２　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
　　３　意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
　　４　この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

No.7　見解書

・ゴミ置場の位置につきましては、ご提示致しました通りとなります。ゴミ庫の仕様・形状等は今後協議を行い検討する所存です。吹田市環境の保全等に関する条例に基づき、中高層協議に関する説明時に資料をもってご説明させていただきます。

・竣工後のゴミの運用ルールにつきましても、決まりましたらお知らせさせて頂きます。

貴重なご意見ありがとうございます。

8

様式第８号

意見書・再意見書

2026年9月21日

吹田市長宛

住　　所 [redacted]
氏　　名
電話番号
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 / 第３項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 / 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市津雲台3　新築工事
事業区域の位置	吹田市津雲台3丁目20-14
予定建築物	■共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）
意見の内容	建物の共用廊下や階段、駐車場等に設置される照明について、 周辺住宅への影響に十分ご配慮いただきたいと考えます。 本計画地周辺は住宅地であり、夜間は比較的静かな住環境が保たれています。 そのため、共用部(特に廊下)や駐車場の照明が隣接住宅の窓や敷地内に 差し込むことで、居住環境に影響が生じることを懸念しております。 特に夜間においては、照明が敷地外へ過度に漏れることのないよう、 照明器具の向きや照度を適切に計画するとともに、 遮光性の高い器具の採用など、周辺住宅への光害防止対策を積極的に ご検討いただきたいと思います。 また、照明については防犯・安全面への配慮も必要であることは理解しておりますが、その目的と周辺住環境への配慮の両立を図っていただき、 近隣住民への影響を最小限に抑えた計画としていただくよう要望いたします。

※受付年月日	R8年8月5日	※受付番号	第08-L-04号	※受付印	受付 都市整備室 8.9.24 第　号
※備　　考					

注　１　※印のある欄は、記入しないでください。
　　２　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
　　３　意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
　　４　この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

No.8　見解書

・照明計画につきましては、現在構想段階の為、機種選定や設置箇所を慎重に行い検討する所存です。出来る限り周辺の住環境に影響が無いような計画と協議を進めて参りたいと考えております。

貴重なご意見ありがとうございます。

様式第８号

意見書・再意見書

2026年9月21日

吹田市長宛

住　　所 [redacted]
氏　　名
電話番号
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 / 第３項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 / 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市津雲台3　新築工事
事業区域の位置	吹田市津雲台3丁目20-14
予定建築物	■共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）
意見の内容	計画建物と周辺住宅が近接していることから、既存住民および新たに入居される方の双方のプライバシー確保に十分ご配慮いただきたいと考えます。 特に西側および北側に面する住戸の窓や共用廊下については、近隣住宅との視線が重なりやすくなることが懸念されます。そのため、窓の配置や開口部の計画にあたっては、必要に応じて視線が直接交差しにくい配置や形状をご検討いただくとともに、目隠しルーバー、縦格子、すりガラス等の採用についてもご配慮いただきたいと思います。 また、共用廊下については、通行者から周辺住宅の室内や庭先が見えにくくなるよう、目隠しパネルやルーバーフェンス等の設置をご検討いただくとともに、入居者の居室についても近隣住宅との視線干渉を軽減できる計画としていただくようお願いいたします。 加えて、敷地境界部については、植栽帯や常緑樹等を活用し、季節を通じて視線を緩和できる外構計画としていただくことで、新旧住民がお互いに気兼ねなく生活できる住環境の形成に努めていただきたいと考えます。 建築基準法上の基準を満たしていることは理解しておりますが、日常生活においては視線による心理的負担も少なくありません。完成後の対応ではなく、計画段階から十分なプライバシー対策を講じていただくことを強く要望いたします。

※受付年月日	R8年 8月5日	※受付番号	第08-L-0号	※受付印	受付 開発審査室 8.9.2 第　号
※備　　考					

注　１　※印のある欄は、記入しないでください。
　　２　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
　　３　意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
　　４　この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

No.9　見解書

・当計画の西面外壁から敷地境界までの離隔ならびに道路幅員を含め、プレミスト南千里津雲台パークフロント様とは離隔距離があると考えております。

・窓は透明であり、北側、西側のバルコニーの手すり部分や共用廊下等の開口部に対する目隠しルーバー・縦格子・すりガラス等のプライバシーにつきましては、吹田市環境の保全等に関する条例に基づき、中高層協議に関する説明時にてご説明させて頂きます。出来る限り周辺の住環境に影響が無いような計画と協議を進めて参りたいと考えております。

・千里ニュータウンまちづくり指針に則り計画を進めておりますので、ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見ありがとうございます。

様式第８号

意見書・再意見書

2026年9月21日

吹田市長宛

住　　所 [redacted]
氏　　名
電話番号
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手続等に関する条例第１７条 第１項 / 第３項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 / 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市津雲台3　新築工事
事業区域の位置	吹田市津雲台3丁目20-14
予定建築物	■共同住宅　□戸建住宅　□その他（　　）
意見の内容	学生寮から共同住宅への建替えに伴い、駐車台数が79台増加する計画となっておりますが、それに伴う交通量増加への対策が十分に講じられることを強く要望いたします。 計画地前面道路は歩道が整備されていない区間であり、歩行者と車両が近接して通行している状況です。加えて、現状においても路上駐停車により走行車線が制限され、車両と歩行者との安全距離が確保されない危険な状態を複数回確認しております。 今回の建替えにより、居住者の自家用車だけでなく、宅配車両、搬入車両、引越車両、来客車両等の増加も見込まれることから、周辺道路の安全性への影響は小さくないものと考えます。 そのため、計画段階において以下の対策を具体化し、実施いただくよう強く要望いたします。 ・建物側への歩行者通行帯または歩道状の空間の整備 ・計画地周辺における路上駐停車を防止するための対策 ・必要に応じた駐停車禁止規制等について、警察・行政との協議 ・建替え後の交通量増加を踏まえた交通安全対策の検討および住民への説明 特に、現状でも路上駐停車によって歩行者が車道側へ迂回せざるを得ない場面が見受けられ、車両との接触事故につながりかねない状況が発生しております。交通量の増加が見込まれる計画である以上、事故発生後の対応ではなく、事故を未然に防ぐための対策を計画段階から講じることが事業者としての重要な責任であると考えます。 地域住民が安心して通行できる環境を維持するため、安全な歩行者動線の確保および実効性のある交通安全対策について、責任を持ってご対応いただくよう強く要望いたします。

※受付番号	R8 年 8月 5日	※受付番号	第08-L-09号	※受付印	受付 開発審査室 8.9.24 第　号
※備　　考					

注　1　※印のある欄は、記入しないでください。
　　2　□のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
　　3　意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
　　4　この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

No.10　見解書

・駐車場出入口は西側に配置しております。今後、出入口付近の安全対策と致しましては、停車線の設置はもとより、カーブミラー等の設置を検討して参る所存です。宅配車両等につきましては、場内の通路に取り込み駐車する形となります。
・当計画側への歩行者通行帯または歩道状の空間の設置等につきましては、棟配置の計画上困難な為、現在の計画で進めて参ります。ご理解賜りたく存じます。
・駐停車禁止規制等につきましては、警察・行政指導の下、協議を行い検討いたします。
・路上駐車や安全面につきましては、居住者に対し重要事項説明時にて申し伝えさせて頂きます。

貴重なご意見ありがとうございます。